



さしのべて
あなたのその手
いちはやく

11月は児童虐待防止推進月間 ストップ！児童虐待！

●問合せ先 子育て支援課児童家庭係
☎72-2111内線474

子育ては常に楽しいことばかりではなく、つらく大変なこともあります。子育てのストレスが、時に子どもへの虐待の引き金となっていることもあります。

◆しつけ？虐待？

しつけとは、基本的な生活習慣や社会のルールなどを身に付けるよう働きかけることです。これは子どもの発達や理解度に合わせて行っていくもので、暴力や、怒鳴って従わせるものではありません。その結果として、子どもがおびえたり、傷ついたりして、子どもの心身に著しい害を及ぼすものであれば、しつけとはいえず、虐待となります。

虐待は、子どもの心身に重大な影響を与え、子どもに対する最も深刻な人権侵害といえます。

児童虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、戸外に閉め出すなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間の差別的扱いなど
性的虐待	児童へのわいせつ行為、わいせつ行為をさせるなど
ネグレクト	適切な食事、衣服、居住の世話をしない、家に閉じ込めるなど

◆子育てを楽しむヒント

①周りの人を上手に頼ろう

子育ては親だけでできるのものではありません。地域の人や祖父母などの協力を積極的に求めましょう。

②家事を頑張りすぎないで

家の中が多少散らかっていても、「大丈夫」と割り切ることも必要です。

③子育て仲間を作ろう

子育ての悩みなどを共有できる仲間がいると心強くなります。

④時には子どもと離れる時間を作りましょう

子どもを預けるなどしてリフレッシュする時間を作りましょう。

こんなサービスがあります！

詳しくはお問い合わせください！

子育て支援拠点事業

下記の市内4か所で、地域に密着した子育て支援を行っています。子育てに関する相談ができるほか、子育て仲間と交流できます。

- ・小郡市子育て支援センター(大崎保育所内)
- ・味坂保育園子育て支援センター
- ・三国が丘保育園子育て支援センター
- ・つどいの広場ほかほか(ひまわり館東野内)

養育支援訪問事業

家庭を訪問し、養育に関する助言などを行います。

一時預かり保育

一時的に預かり保育が必要な場合に利用できます。

ファミリー・サポート・センターおごおり

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(協力会員)が会員となり、地域で育児を助け合う会員組織です。

▶▶児童虐待かなと思ったらすぐにお電話ください

児童虐待を発見した人は、連絡の義務があります。もし、児童虐待でなかった場合でも、連絡者の責任は問われませんし、連絡者の情報は、漏らしてはならないと法律で決められています。匿名でも構いません。

児童相談所全国共通ダイヤル

イチハヤク
189

市子育て支援課

☎72-7480

久留米児童相談所

☎32-4458